

# 国立研究開発法人農業生物資源研究所講習規程

13農生研第60号  
平成13年 4月 1日

最終改正 26農生研第20150324183号  
平成27年 4月 1日

## (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「研究所」という。）が行う講習の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 講習とは、理事長が国立研究開発法人農業生物資源研究所外来研究員受入れ規程等別に定めるもの以外の講習であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を含む。）その他農林水産業に係る試験研究を行う機関等（以下「大学等」という。）の依頼によって、大学等の学生及び職員等（以下「講習生」という。）を研究所に受け入れ、生物の農業上の利用に関する技術等を修得させ、その資質向上と新技術の普及を図ることをいう。

## (講習生の資格)

第3条 講習生は、高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、研究所の業務に密接に関係する試験研究に従事又は従事しようとする者とする。

## (講習の申請)

第4条 講習生の所属する機関の長等（以下「申請者」という。）は、別記様式1による講習受講申請書（以下「受講申請書」という。）及びその他理事長が必要と認める書類を提出する。

2 研究所のセンター長等（センター長、領域長及び放射線育種場長をいう。以下同じ。）が講習生として適切と認めた者については、センター長等が申請者となることができる。

## (講習の承認)

第5条 理事長は、受講申請書等について審査を行い、講習の諾否及び講習を承認するときは講習指導者を申請者に通知する。

## (講習期間)

第6条 講習の期間は、原則として1年以内とし、申請は、事業年度毎に受け付ける。2年度以上にわたる場合は、受講申請書を年度毎に提出するものとする。

## (講習の経費)

第7条 講習生を受入れる場合の経費として、別表の1に定める額を徴収する。ただし、次に掲げる機関からの受入れについては、原則として経費は徴収しない。

一 国

二 国立大学法人又は大学共同利用機関法人

三 地方公共団体又は地方独立行政法人

四 独立行政法人通則法に定める独立行政法人

五 大学（短期大学を含む。）

六 法令に基づく公法人（沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に規定する法人（第2号及び第4号に掲げるものを除く。）その他法令に基づき設立された法人をいう。）

七 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）により認定を受けた公益社団法人及び公益財団法人

八 公益を目的とする任意団体

2 旅費及び滞在費等、本人に係る経費は、当該講習生の所属する機関が負担する。

（講習の中止等）

第8条 理事長は、講習生が講習生としてふさわしくない行為を行ったとき又は所定の講習を修了する見込みがないときは、講習を中止し、承認を取り消すことができる。

2 前条第1項の規定により経費を徴収した場合にあって、前項の規定により講習を中止した時は、別表の2に定める額を返還するものとする。

（講習生の義務）

第9条 講習生は、講習の期間中は研究所の諸規程を遵守するものとする。

2 講習生は、別記様式2による誓約書を理事長に提出しなければならない。

3 講習生が学生等の場合は、災害傷害保険に加入しなければならない。

（研究成果の発表）

第10条 講習生が、研究成果を発表しようとするときは、講習指導者の承認を受けなければならない。

（特許権等）

第11条 講習生が、受入れ期間中における研究成果について発明をしたときは、その発明にかかる特許を受ける権利又は特許権は、研究所に帰属する。

2 前項の規定は、実用新案、意匠及び品種登録に係る育成者権について準用する。

（機器の破損）

第12条 講習生の責に帰すべき事由により、研究所の機器等が破損した場合は、その現状回復は申請者の責任において行うものとする。

（講習の修了）

第13条 理事長は、講習を修了した講習生に対し、求めに応じて修了証を発行できる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に理事長が定めるものとする。

(準用)

第15条 外国及び国際機関の試験研究機関の留学制度等により、研究所に講習・研修を目的として受け入れる者についても、この規程を準用する。

2 前項により受け入れる場合は、第7条第1項に定める経費は徴収しない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日 16農生研第1499号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日 18農生研第040189号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日 18農生研第032819号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日 20農生研第093007号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日 20農生研第112706号）

1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定による移行期間内にあつては、第7条第7号の公益社団法人及び公益財団法人には、公益目的事業を行う特例社団法人及び特例財団法人を含めるものとする。

附 則（平成23年3月28日 22農生研第20110328059号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 26農生研第20150324183号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表

### 1 講習生の受入れのための経費の額（第7条関係）

- ① 月額10,500円に受入れ期間の月数を乗じた額とする。
- ② 受入れ期間の月数の計算において、1月に満たない端数がある場合はこれを1月として切り上げるものとする。

### 2 受入れ中止に伴い返還する額（第8条第2項関係）

- ① 1により徴収した経費の額から、中止するまでに受入れた期間の月数に係る経費として1により再計算して得られる額を差し引いた額とする。

別記様式 1

研究企画 調整室長	センター長 領域長	ユニット長

講習受講申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人農業生物資源研究所理事長 殿

(申請者)

住 所

機 関 名

役職等名

氏 名

印

貴研究所において下記のとおり講習を受講させたいので、国立研究開発法人農業生物資源研究所講習規程第4条の規定に基づき申請します。

記

1. 受講希望者

所属機関

所在地

氏 名

生年月日

研究略歴

2. 希望研究ユニット等名

3. 希望研究課題

4. 受講希望期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

5. 受講希望者の連絡先（職場等及び自宅の住所、連絡相手の氏名、電話番号を記入のこと）

職場等

自 宅

\*添付書類：①誓約書、②講習生が学生等の場合、災害傷害保険の加入を証明する書類

別記様式 2

誓 約 書

私は、貴所の講習生として、貴所の諸規程並びに次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 貴所において講習を受けて得た研究成果の公表等に当たっては、事前に講習指導者の許可を得た上で行うこと。このことは、講習期間終了後においても同様であること。
- 2 貴所において講習を受けて得た研究成果に係る特許等の財産権が国立研究開発法人農業生物資源研究所理事長に承継されることに異議がないこと。このことは講習期間終了後においても同様であること。
- 3 貴所での研究上知り得た秘密を漏らさないこと。このことは、講習期間終了後においても同様であること。

講習期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

受入れ研究ユニット：

年 月 日

国立研究開発法人農業生物資源研究所  
理事長 殿

所属機関：

役 職：

氏 名：

(住所：

印

)